

電子交換所における手形交換高などの統計

1. 概要

一般社団法人全国銀行協会電子交換所は、毎月、手形交換高、不渡情報登録状況、不渡報告等掲載件数を集計し、「電子交換所における手形交換高などの統計」として公表している。

集計対象	電子交換所における以下①～③の計数 ① 手形交換高 ② 不渡情報登録状況 ③ 不渡報告等掲載件数
集計基準	・手形交換高、不渡情報登録状況、不渡報告等掲載件数のうち不渡報告掲載件数…交換日基準による月中集計 ・不渡報告等掲載件数のうち取引停止報告掲載件数…取引停止処分日基準による月中集計
公表日	原則として、翌月 24 日の午後 3 時 (24 日が銀行休業日の場合、翌営業日の午後 3 時)
公表方法	・日本銀行の金融記者クラブへの資料配付 ・全銀協ウェブサイトに掲載
掲載されている統計資料	・「電子交換所における手形交換高などの統計」(毎月)

2. 用語の解説

本統計の項目等の用語解説は以下のとおり。なお、各用語の右に記載する (A)、(B) 等の括弧書きは、本統計表 (Excel ファイル) の該当箇所を示す。

(1) 手形交換制度の電子交換所への移行

従来、各金融機関は、相互に取り立てる手形・小切手等を全国各地の手形交換所に持ち出して交換・決済を行ってきたが、2022 年 11 月 4 日から、手形・小切手等のイメージデータを金融機関間で送受信して交換・決済を完結する「電子交換所」に移行した (これに伴い、各地手形交換所は廃止された)。

電子交換所の参加金融機関 (以下「参加銀行」という。) は、銀行 (在日外国銀行を含む。)、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合などで、日本銀行が客員として参加している。

(2) 手形交換高 (A)

「手形交換高」とは、参加銀行が顧客から取立委任を受けた手形・小切手等のうち電子交換所を通じて取立を行った手形・小切手等の枚数・金額をそれぞれ合計したものである。これは参加銀行が電子交換所から持ち帰った自行を支払場所とする手形・小切手等の枚数・金額それぞれを合計したものと一致する。

手形交換高は、小切手 (B)、手形 (E)、その他 (H) の3つの券種に区分したうえで、さらに以下の①、②に分類して枚数・金額を集計している (注)。

なお、その他 (H) は、配当金領収証、定額小為替証書、普通為替証書、振替払出証書等である。

(注) 電子交換所システムにおいて読み取り・分類・集計を行った内容にもとづく。

① 他行宛手形交換高 (C) (F) (I)

「他行宛手形交換高」とは、他の参加銀行を支払場所とする手形・小切手等の枚数・金額それぞれの合計である。

② 行内分手形交換高 (D) (G) (J)

「行内分手形交換高」とは、自行を支払場所とする手形・小切手等の枚数・金額それぞれの合計である。

従来の各地手形交換所においては、他行宛の手形・小切手等のみ持出が可能だったが、電子交換所においては、自行を支払場所とする手形・小切手等についても電子交換所に持ち出すことができる (自行を支払場所とする手形・小切手等を電子交換所を通じて交換・決済を行うかは当該金融機関の任意であり、電子交換所以外の方法で取立・決済することも可能)。

(3) 不渡情報登録状況 (K)、第1号不渡 (L) (N)、第2号不渡 (M) (O)

参加銀行を支払場所とする手形・小切手のうち支払に応じられない手形・小切手を「不渡手形」という。「不渡情報登録状況」に示す計数は、不渡手形のうち、「資金不足」、「取引なし」等、取引停止処分の対象となるものについて、参加銀行が電子交換所に登録した情報の状況 (件数・金額) を合計したものである。

取引停止処分の対象となる不渡事由には以下の①、②があり、本統計ではそれぞれ区分して件数・金額を集計している。

なお、不渡情報登録状況における「件数」は、従来の全国手形交換高における「不渡手形実数」における「枚数」と同じく、不渡手形の枚数を示しているので、留意いただきたい。

① 第1号不渡

「第1号不渡」とは、振出人等の信用、支払能力に関する不渡事由であり、「資金不足」と「取引なし」とがある。

② 第2号不渡

「第2号不渡」とは、振出人等の支払能力に関しない理由により支払に応じられない不渡事由であり、「債務不履行」、「詐取」、「紛失」、「盗難」等がある。

(4) 取引停止処分制度、不渡報告等掲載件数（P）、不渡報告（Q）、取引停止報告（R）

「取引停止処分制度」とは、手形・小切手による信用取引の秩序維持を図るため、1回目の不渡手形の交換日から起算して6か月以内に2回目の不渡があった場合（ただし、1回目、2回目不渡ともに上記(3)に記載した取引停止処分対象の不渡に限り、かつ異議申立が行われたものを除く。）、当該不渡手形の振出人等を電子交換所規則にもとづき取引停止処分に付し、参加銀行は、取引停止処分者との当座勘定取引および貸出を処分日から2年間行わないとする制度である。

電子交換所は、1回目の不渡に係る振出人等については「不渡報告」に、取引停止処分を受けた振出人等については「取引停止報告」にそれぞれ掲載して参加銀行宛通知しており、本統計では「不渡報告」と「取引停止報告」に記載された振出人等の数を、それぞれ合計して示している。なお、「不渡報告等掲載件数」は、不渡報告と取引停止報告の両統計をまとめて指す用語である。

3. 利用上の留意事項

従来の「全国手形交換高・不渡手形実数・取引停止処分数調」（～2022年11月2日）と本統計との集計項目の相違点・留意点は以下のとおり。

集計項目名	「全国手形交換高・不渡手形実数・取引停止処分数調」	本統計
(1)手形交換所別（所在都道府県別）情報	全国各地の法務大臣指定の手形交換所別（所在都道府県別）の統計情報を掲載。	・電子交換所においては、都道府県別の統計情報を有していないため、掲載していない（電子交換所の交換地域は全国）。
(2)手形交換高	・全国各地の法務大臣指定の手形交換所（2022年11月2日時点で全国107手形交換所）において交換されていた手形・小切手	・電子交換所移行後は、左記107の手形交換所において交換されていた手形・小切手等に加え、一般的には以下も対象に含まれていると考えられる。

	<p>等が対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手形交換所には、他行宛の手形・小切手のみの持出を可能としていたことから、個別金融機関内で取立・支払を行う手形・小切手等（行内交換手形）は集計していない。 ・券種（小切手、手形、その他）ごとの手形交換高は集計していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①法務大臣指定を受けていない手形交換所（2022年11月2日時点、全国72手形交換所）において交換されていた手形・小切手等 ②交換取立に付されず、取立金融機関が支払金融機関の店頭で呈示していた手形・小切手等 ③支払金融機関が遠隔地に所在するため、取立金融機関が郵送により取立を行っていた手形・小切手等 ④個別金融機関内で取立・支払を行う手形・小切手等（行内交換手形） <p>※④の行内交換手形は、電子交換所を通じて交換・決済を行うかは、参加銀行の任意。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前の全国手形交換高に比類しうる他行宛の手形交換高のほか、個別金融機関内で取立・支払を行う手形・小切手等（行内交換手形）の手形交換高を集計。ただし、行内交換手形を電子交換所を通じて交換・決済を行うかは参加銀行の任意であり、参加銀行における行内交換手形に係る全量とは限らない点に留意が必要。 ・電子交換所においては、券種（小切手、手形、その他）ごとの手形交換高を集計。
(3)不渡手形実数と不渡情報登録状況	<ul style="list-style-type: none"> ・不渡手形のうち、「形式不備」「依頼返却」「案内未着」等再度の交換持出が予想されるものを除いた枚数・金額を集計。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子交換所移行にあたり、取引停止処分の対象となる不渡手形の計数を集計することで左記の取扱いと実質的に変わらないことから、そのように集計方法を変更。これに併せ、第1号不渡・第2号不渡の枚数・金額の内訳を新たに集計。 ・不渡情報登録状況の「件数」は、不

		<p>渡になった手形・小切手の「枚数」を示す（従前の不渡手形実数の「枚数」に相当）。他方、「不渡報告」と「取引停止報告」における「件数」は、不渡報告・取引停止報告に掲載された者（個人・法人）の数を示す。</p> <p>・取引停止報告に係る金額については、不渡情報登録状況における「金額」で趨勢を把握できることから、電子交換所においては集計を行わないこととした。</p>
--	--	--

4. 計数の見方

(1) 手形交換高

手形交換高は、一般的に経済規模が拡大し、手形・小切手等を利用した商取引が盛んになると増加する。反対に経済活動が停滞すると伸び悩み、手形の額面金額が小さくなる傾向が見られる。ただし、振込や電子記録債権などの手形・小切手以外の電子的な決済手段の利用増加により、こうした景気動向にかかわらず、手形交換高は減少傾向にある。

(2) 不渡情報登録状況、不渡報告等掲載件数

不渡情報登録状況、不渡報告等掲載件数は、好況期には少なく不況期には多くなる傾向があるが、上記(1)同様、手形・小切手以外の電子的な決済手段の利用増加により、総じて減少傾向にある。